

令和4年5月20日（金）  
国土交通省関東地方整備局  
総務部

記者発表資料

指名停止措置について

関東地方整備局は、OBM株式会社（所在地 千葉県市川市）  
に対して、指名停止措置を行いました。  
詳細は別紙のとおりです。

発表記者クラブ

埼玉県政記者クラブ      横浜海事記者クラブ  
竹芝記者クラブ      神奈川建設記者会

問い合わせ先

○総務部契約課長

カハラ トシキ

河原 利幸      （内線2511）

○総務部契約課課長補佐

コバヤシ カズオ

小林 和生      （内線2517）

総務部契約管理官

タグチ ミコ

田口 由美子      （内線5880）

総務部経理調達課長

イワタ トモヒコ

磯谷 智彦      （内線5870）

さいたま市中央区新都心2-1

電話048-601-3151（代）

横浜市中区北仲通5-57

電話045-211-7412（代）

○は本件の主務課です

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
OBM株式会社	千葉県市川市新井2丁目2番4号

### 2. 指名停止措置期間

令和4年5月20日から令和4年8月19日まで（3ヵ月）

### 3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

### 4. 事実概要

当該業者は、令和4年4月1日、京浜河川事務所発注の「R4京浜河川事務所庁舎清掃等業務」において、落札者として通知を受けたが、積算金額を誤って入札したとの理由により、契約締結を辞退した。

### 5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者が、落札決定後に契約締結を辞退したことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第15号>

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内